

(目的)

この要項は、次項に規定する航空宇宙工学専攻・航空宇宙工学科図書室(以下「図書室」という)が受け入れた学士論文および修士論文(以下「論文」という)を取り扱うために必要な基本的事項を定めるものである。

(論文の取り扱い)

- 1 図書室は、論文を次のとおり取り扱う。
  - (1) 印刷物は図書室所蔵資料として利用に供する。
  - (2) 論文の電子化された原文情報(以下「電子化された原文情報」を「データ」という)をハードディスクまたは CD-ROM などに蓄積することにより、全文データベースを作成する。
  - (3) データはネットワーク上の標準的なコンピュータ環境でアクセスできる状態におく。ただしその公開時期は専攻の決定に従う。

(論文の利用許諾等)

- 2 論文の著作権者は利用承諾書により、図書室に対して論文の利用を許諾したものとする。
- 3 当該論文の利用に際して第三者との紛争が生じることのないよう、著作権者はあらかじめ関係者との調整などを行う(当該論文が既に他の出版社から公表されている場合など)。
- 4 利用許諾に際して付帯条件がある場合は、利用承諾書に明記する。

(論文の利用許諾要件の変更)

- 5 論文の利用許諾要件の変更は原則としてこれを認めない。ただしやむをえず変更を希望する場合は、著作権者は変更理由を付して、利用許諾要件の変更を申請することができるが、図書室は回収等の責を負わないものとする。

(データの利用条件)

- 6 図書室はデータの利用に際し、次の事項を遵守する。
  - (1) 情報の発生元を明示する。
  - (2) 論文および標題の表現を改変しない。
  - (3) 著作者名および著作権の表示を行う。
  - (4) 利用者によるデータの複製(端末機からのプリントアウト、ダウンロードなど)は、調査研究、教育または学習を目的とする場合に限定することを明示する。
- 7 データの送信範囲は原則として制限しない。
- 8 データは全文公開を原則とする。
- 9 データの利用についての対価は無償とする。
- 10 図書室は、利用者がデータを利用した結果について、その責を負わない。

(データの訂正)

- 11 データに訂正の必要が生じた場合は、著作権者は理由を付してその旨を申し出ることができるが、図書室は回収等の責を負わないものとする。

(データの削除)

- 12 全文データベースに蓄積されたデータの削除を希望する場合は、著作権者は削除理由を付して、削除を申請することができる。
- 13 蓄積されたデータに著作権の侵害などの事実が認められた場合は、図書室は削除理由を付して、著作権者に登録削除を通知することができる。

(データの蓄積有効期限)

- 14 蓄積されたデータの有効期限は原則として特に定めない。

(その他)

- 15 本要項に記載されていない事柄については、必要に応じて、別途著作権者および図書室が協議することとする。
- 16 本要項は専攻がその構成員の議を得て改訂することができる。